

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月12日

【会社名】 株式会社日本ピグメントホールディングス
(旧会社名 日本ピグメント株式会社)

【英訳名】 Nippon Pigment Holdings Company Limited
(旧英訳名 Nippon Pigment Company Limited)

(注)2024年6月27日開催の第88回定時株主総会の決議により、
2024年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代喜一

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地

【縦覧に供する場所】 株式会社日本ピグメントホールディングス営業所(大阪)
(大阪市中央区道修町一丁目7番10号(扶桑道修町ビル))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長田代喜一は、当社の第89期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。